

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
グアテマラ	貧困農民支援に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	400,000千円 H18.3.31まで	H18.1.17 グアテマラで (同日)	日本側 四之宮平佑在グアテマラ大使 グアテマラ側 ホルヘ・ブリッツ・アララチ外務大臣	H18.1.31 54号
グアテマラ	第三次地方浄水場改修計画のため、の贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の交換公文	第三次地方浄水場改修計画を実施するために必要な 1. 浄水場施設の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	660,000千円 H19.3.31まで	H18.6.16 グアテマラで (同日)	日本側 四之宮平佑在グアテマラ大使 グアテマラ側 ホルヘ・ブリッツ・アララチ外務大臣	H18.7.3 386号
グアテマラ	首都圏主要国立病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との交換公文	首都圏主要国立病院整備計画を実施するために必要な 1. 病院施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	899,000千円 H19.3.31まで	H18.8.10 グアテマラで (同日)	日本側 四之宮平佑在グアテマラ大使 グアテマラ側 ゲルト・ローゼンタール・ケニスベルグ外務大臣	H18.8.24 498号
グアテマラ	熱帯低気圧スタン災害復興支援のための贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との交換公文	熱帯低気圧スタン災害復興支援を実施するために必要な 1. 補給、給水施設、農業灌漑施設及び関連施設の改修及び建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 残がい及び廃物の除去に必要な役務の供与	834,000千円 H19.3.31まで	H18.8.10 グアテマラで (同日)	日本側 四之宮平佑在グアテマラ大使 グアテマラ側 ゲルト・ローゼンタール・ケニスベルグ外務大臣	H18.8.28 501号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。